

# さいたま市技術審査委員会設置要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式を行う場合、提案された内容等を審議するため、さいたま市技術審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 技術提案に基づく施工計画における施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性
- (2) 工事の履行状況の評価及びペナルティの実施に関する技術事項
- (3) 総合評価方式による競争入札を行う工事（以下、「総合評価工事」）のうち、技術提案型で行う工事の落札者決定基準に関する事項
- (4) 技術提案型総合評価工事における「技術提案」及び「技術提案を実現するための施工計画」の評価に関する事項
- (5) 総合評価工事における技術提案等に関する技術評価点に対する説明請求に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認める事項

## (審査委員会の構成)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、第1項に定める委員のほか、特に必要とする関係職員をオブザーバーとして出席を求めることができる。

## (審査委員会の運営)

第4条 審査委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長は、技術提案を受けた工事主管課（所）長（以下、「工事主管課長」という。）より依頼を受け、第2条の審査を行うとき審査委員会を開催するため、委員を招集する。
- (3) 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (4) 審査委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- (5) 審査委員会は、工事主管課長から技術提案の内容について説明を受けるものとする。

(6) 審査委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

**(審議結果の通知)**

第5条 委員長は、審議結果について、審議結果通知書により通知するものとする。

**(事務局)**

第6条 審査委員会の事務局は、建設局技術管理課に置く。

**(その他)**

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月15日決裁)

この要領は、平成20年4月1日から運用する。

附 則 (平成21年4月23日決裁)

この要領は、平成21年4月1日から運用する。

附 則 (平成22年4月9日決裁)

この要領は、平成22年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月27日決裁)

この要領は、平成27年4月1日から運用する。

附 則 (平成28年7月21日決裁)

この要領は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から運用する。

別表第1 (第3条関係)

| 役職名  | 職名           |
|------|--------------|
| 委員長  | 建設局長         |
| 副委員長 | 都市局長         |
| 委員   | 建設局理事        |
|      | 都市局理事        |
|      | 都市局都市計画部長    |
|      | 都市局まちづくり推進部長 |
|      | 都市局都心整備部長    |
|      | 建設局土木部長      |
|      | 建設局建築部長      |
|      | 建設局下水道部長     |
|      | 建設局北部建設事務所長  |
|      | 建設局南部建設事務所長  |
|      | 水道局給水部長      |